

福井県柔道連盟 懲戒規程  
ガイドライン

(目的)

第1条 本規程は、福井県柔道連盟（以下「本連盟」という。）が担う柔道の普及・振興と国民の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、柔道における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって柔道の普及・振興と本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(違反行為)

第2条 本連盟を介して公益財団法人全日本柔道連盟(以下「全柔連」という。)に登録している者及び本連盟の役職員は、次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクハラ)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)
- (4) 全柔連のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)
- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本連盟の財産の横領、不適切な支出、不正経理等の不適切な行為、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること(不適切経理)
- (7) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
- (8) 法令や全柔連及び本連盟の規程、処分等に違反すること(法令・規程違反行為)
- (9) その他柔道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する行為(品位を汚す行為)

(違反行為に対する処分の種類)

第3条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により懲戒処分を受ける。なお、指導者資格、審判員資格等の停止、喪失等の処分は別に行うことができる。

- (1) 口頭による注意
  - (2) 文書による戒告
  - (3) 指導者に対しては、1年以内の期限を限った指導活動の禁止  
競技者に対しては、1年以内の期限を限った公式試合への参加禁止
- 2 このほか、違反の態様によっては、全柔連で登録停止その他の処分を実施することがある。
  - 3 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
  - 4 処分の基準は別表のとおりとする。

#### (通報相談窓口)

第4条 本連盟は、違反行為の通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。

#### (事案への対応)

第5条 会長は、通報相談窓口、報道その他により違反行為が疑われる事案を把握した場合には、速やかに全柔連に報告するものとする。

- 2 会長は、全柔連から前項記載の事案又は全柔連が直接認知した事案につき調査及び処分の検討を要請された場合には、当該事案の事実調査を行うものとする。

#### (調査委員会)

第6条 会長は、違反行為が疑われる事案の調査を行うため必要があると認める場合には、調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会の委員は本連盟の役職員で構成し、3名とする。
- 3 調査委員会は、事案の調査の結果を会長に報告するものとする。

#### (処分委員会)

第7条 会長は、違反行為が疑われる事案について本連盟で処分が必要と認める場合には処分委員会を設置する。

- 2 処分委員会の委員は本連盟の役員で構成し、3名以上とする。
- 3 処分委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定

める処分の基準を踏まえて、審議の上、処分案を会長に答申するものとする。

- 4 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

第8条 会長は、処分委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。

- 2 処分結果は速やかに全柔連に報告するものとする。

(不服申し立て)

第9条 処分を受けた者は、処分に不服がある場合には、全柔連に対して文書により不服を申し立てることができる。

- 2 不服の申し立ては、処分を受けた日から14日以内になされなければならない。

(別表)

処分の基準

	指導・競技の停止	警告	注意
暴力・暴言	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○
不適切な指導	○	○	○
ドーピング・薬物	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○
不適切経理	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	
法令・規程違反行為	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。